

広島県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和元年八月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和元年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市瀬戸田町萩字前田二五七六番一地先から 尾道市瀬戸田町萩字大久保地二二九番三地 先まで	一三・二〇〇 三五・七〇	七・五〇〇 三・五〇		三八〇・〇〇	三八〇・〇〇 拡幅